

**令和3年度第2回グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会全体会合  
～RCEP協定を利用した日本産食品の輸出促進に向けて～**

日時：令和4年2月3日（木）14時00分～16時20分

配信場所：農林水産省イコルームA（桜）

**議事概要**

**1. 開会の挨拶**

（農林水産省 安楽岡武大臣官房審議官）

- ・ 2022年もオミクロン株による第6波などで厳しいスタートとなったが、本日のテーマであるRCEPの発効については、年初の明るいニュースの1つだと思う。
- ・ 21世紀に入って、日シンガポール経済連携協定を皮切りに、日本はEPA主体の通商政策に大きくかじを切った。RCEPは多くのEPAの中でも、CPTPPと並んで非常に重要な協定である。
- ・ RCEPは、ASEANおよび日・中・韓・豪・ニュージーランドの15カ国によるEPAである。この15カ国は世界のGDP、貿易総額、人口の約3割を占めており、日本の貿易総額の約5割を占めるメガEPAとなっている。隣国である中国・韓国とは初めてのEPAで、さまざまな食品で関税の引き下げが約束されている。また、日本と経済関係の深いアジア15カ国において共通ルールが整備されることにより、グローバルなサプライチェーン構築にもメリットが大きい。
- ・ 例えば域内のA国から一部の原材料を輸入し、日本で加工してB国に輸出するケースにおいても、輸出時の関税メリットが受けやすくなる。また、関税以外にも、投資、知的財産、電子商取引、通関手続きなどの幅広い分野で合意がなされている。
- ・ 年初以来、1月28日までのデータにおいて、RCEPに関する原産地証明書の発行件数が全体で約600件となり、うち農水産品の約60品目で既に利用いただいている。本日のセミナーを通じて、さらに多くの事業者にご利用していただきたい。
- ・ 農林水産物と食品の年間輸出額は、昨年ようやく輸出目標額である1兆円を突破することができた。一方、日本の人口減少が今後想定される中で、日本の農林水産業や食品産業が、引き続き生産基盤を維持して成長を続けるには、1兆円はあくまでも通過点に過ぎないと考えている。
- ・ 政府の目標である2025年に2兆円、2030年に5兆円の達成に向け、引き続き輸出を促進するとともに、日本の食産業の海外展開や、グローバルなフードバリューチェーンの構築に向けて、GFVCの活動も含めた官民一体の取り組みをさらに進める必要がある。
- ・ 本日は、まず農林水産省の輸出・国際局からRCEP協定の概要を説明する。その後、

EPA利用相談デスクを7年以上にわたり運用され、EPAの実務に精通している東京共同会計事務所様から、RCEPの特徴や活用例について、具体的な品目を事例に挙げながら楽しく分かりやすく解説していただく。

- ・ 本日のセミナーを通じて、少しでもRCEPを身近に感じてもらい、その特徴や効果的な利用方法を理解いただき、積極的に活用いただければと思う。

## 2. RCEP協定について

### (1) RCEP協定の概要 ～RCEP協定を利用した日本産食品の輸出促進に向けて～ (農林水産省 輸出・国際局国際地域課長 平中隆司)

- ・ RCEP協定の概要について紹介する。分かりにくい話もあるかと思うが、詳細については、後ほど東京共同会計事務所の皆さまから分かりやすく説明いただく。
- ・ 日本の経済連携協定（EPA）等の現状について、2002年のシンガポールとのEPAを皮切りに、本日までに21のEPAが発効済み、または署名済みとなっている。TPP11や、今回のRCEPといった多国籍間のEPA協定も最近増えている。日本産の農林水産物や食品の輸出において、EPAを活用することで無税または低い関税率となり、より安く世界各国に輸出することができるため、輸出増加を期待しているものである。
- ・ RCEPは若干複雑になっている。例えばベトナム・マレーシア・タイとは、日本との間で2国間のEPAがある。さらに、日本とASEAN全加盟国との間でも日アセアンEPAがある。このうちベトナム・マレーシア・ブルネイ・シンガポールとは、TPP11もある。そのような中に、今回のRCEPが覆いかぶさる形になっており、それがどのような効果を生むかを説明することが本日の目的である。
- ・ RCEP協定は、日本とASEANの10カ国に、中国・韓国・オーストラリア・ニュージーランドを加えた計15カ国が参加するEPAである。この15カ国は世界の中で比較すると、世界のGDP、あるいは世界の貿易総額、世界の人口の約3割を占める巨大な経済圏になる。日本と、RCEP参加の残り14カ国との貿易総額は、日本の貿易総額の約5割を占めている。
- ・ RCEPの交渉は2012年から始まり、31回の交渉会合を経て、2020年11月に署名された。2022年1月1日から、日本を含む10カ国で発効しており、各国が批准するたびに発効が増えていく形になる。2022年2月には韓国で発効し、3月18日にはマレーシアでも発効するため、間もなく12カ国となる。そして、インドネシア・フィリピン・ミャンマーの3カ国の批准および発効を待っている状況である。これらの国は、日本にとっても非常に重要な輸出の相手国であり、日本からの輸出の上位20カ国のうち10カ国がRCEPに参加している。
- ・ 国別にRCEPの詳細を見ていく。中国・韓国とはこれまでEPAがなかったため、今回のRCEPが初のEPAとなる。そのため、中国および韓国に対する関税の引き下げについて具体的に説明したいと思う。

- 中国向け輸出については、清酒やコーヒーなど、今回のRCEPによって輸出上位10品目の多くの関税が引き下げられる。例えば、輸出実績1位のアルコール飲料である清酒は、現在のMFN関税率が40%であるが、RCEPでは長い時間をかけて21年目に0%となる。つまり、1年で1.9%ずつ（11年目のみ2.0%）関税が下がっていくことになる。2022年1月にRCEPは発効しているが、発効した年から1年目と数えるため、既に現在、RCEPの関税率が1.9%下がっている。来年には、さらに1.9%下がる形となる。
- ただし中国については少し注意が必要である。中国はRCEPの交渉を開始した時点から、自らのMFN関税率を下げている。交渉時は発効時から徐々に下がっていく約束で進めていたが、中国の独自の判断で、一部の品目のMFN関税率を下げているため、しばらくは効果が出ないものがある。
- 例えばホタテガイ（冷凍）は、交渉開始時はMFN関税率が14%だったが、その後中国は10%に下げている。交渉の過程では、MFN関税率14%がRCEPの関税率では21年目に0%となるように合意していたため、6年目まではRCEPの関税率が高いため、輸出の際の中国の関税率はMFN関税率である10%が適用される。7年目からRCEP関税率を適用して9.3%に下がるという複雑な状況だが、少し待てば効果が出てくる形となる。
- 中国向け輸出の上位10品目の他に、農林水産省としても、今回のRCEPの締結を機に輸出を伸ばしたいと考える品目が幾つかある。例えばパックご飯は、しばらくはMFN税率の10%が適用されるが、15年目でようやくRCEP税率を適用して8.6%になるため、ぜひ伸ばしていきたい。また、米のお菓子、スープブロス（みそ汁等）、しょうゆ等の輸出もこの機会に拡大したい。
- 韓国向け輸出については、中国のように自主的に関税率を下げたということはない。1年目の今年から段階的に関税率の引き下げが始まっている。
- 韓国との間では除外されている品目もたくさんあるため、品目によって恩恵に差はあるが、例えば輸出実績1位であるソース混合調味料のマヨネーズについては、現在のMFN関税率8%がRCEPの関税率では10年目に0%となる。乾燥や薫製のホタテ貝についても下がっていく。また、清酒は現在のMFN関税率15%がRCEPの関税率では15年目に0%となるため、やはり韓国に対しても大きな期待をかけている。この他、キャンディー類、チョコレート、米菓といったお菓子類やスナック類、およびアイスクリーム等については、いずれも10年ほどかけて関税を下げていくため、輸出の拡大を期待している。
- 中国・韓国以外の国との関係は、さらに複雑になっている。東南アジアとの間では、さまざまなEPAが締結されており、輸出先国と日本との間でどのようなEPAが締結されているかを、まず確認する必要がある。例えばインドネシアの場合、日インドネシアの2国間EPAがあり、日本とASEANとの間の日アセアンEPAもある。CPTPPには

入っておらず、RCEPは協定参加国であるが、まだ発効していない。

- EPAの締結状況は、国によって大きなばらつきがある。シンガポールやベトナムについては、CPTPPも含めて協定締結国となっている。今回初めてEPAを締結した国としては、中国・韓国だけである。
- 例えばカンボジアとの間では、日アセアンEPAと、今回のRCEPが対象になる。カンボジアはメロンのMFN関税率が7.0%になっており、日アセアンEPAの関税率も7.0%で変わっていない。今回のRCEPでは、10年目にはRCEPの関税率が3.5%となり、その後も長い時間をかけて下がっていく。
- インドネシア向け輸出に関して、牛肉・しょうゆの場合、MFN関税率は牛肉が5.0%、しょうゆが15.0%である。日インドネシアの2国間のEPA、および日アセアンEPAでは、牛肉もしょうゆも除外されているが、RCEPでは低い税率を勝ち取っている。RCEPの関税率が、牛肉については、チルドの牛肉の場合は無税で、冷凍の牛肉の場合は段階的に下がり、15年目で0%となる。しょうゆについても、今年発効すれば、1年目にRCEP関税率が4.5%まで下がり、その後10年かけて0%になる。特にインドネシア向けのしょうゆは、発効1年目にRCEPの関税率が10%以上下がるため、輸出される方にとっては非常に朗報であると感じている。
- ラオス向け輸出についても、カンボジアおよびインドネシアと同様のことが言える。
- いわゆる原産地の「累積」に関して、EPAの締結国の間では、相手国の材料を自国の材料と見なすという「累積」という規定を設けている。例えば日本とタイとのEPAでは、タイで作った原材料を日本に輸入して加工し、再びタイに輸出する場合、タイの原材料を日本で作ったものと見なしている。日本産とみなされるため、日本産として低関税の対象になるということである。
- 日アセアンEPAにおいては、累積可能な国は11カ国となる。例えば、ASEAN加盟国であるタイで原材料を作って日本に輸入し、日本産の他のものと合わせて加工したものをインドネシアに輸出する場合、本来であれば日本からインドネシアに輸出するのは日本産でないとEPAが適用されない。しかし、元々の原材料は日アセアンEPA締結国であるタイから輸入しているため、タイ産の原材料も、日本産のその他の原材料も、いずれも日アセアンEPAの対象として低関税が適用されるというシステムになる。
- 今回、RCEPに中国と韓国が入ることで、累積が非常に大きな意味を持つことになる。具体的な事例として、豆腐入りのインスタントみそ汁を作るとき、豆腐は中国産、豆腐以外のみそ等は日本産という場合、これまでは日本産としてタイに輸出できず、日アセアンEPAおよび日タイEAPの対象ではなかった。しかし今回のRCEPでは、中国もRCEPの発効国になるため累積される。そのため、中国で作った豆腐と日本のみそを合わせて作ったインスタントみそ汁を、日本産としてRCEPを利用してタイに輸出することができる。中国産・韓国産を使う機会の多い日本にとっては、非常

に大きなメリットとなる。

- 原産地証明に関しては、輸出に携わる方々にとって非常に大きなハードルである。特に最近では、食品を空輸する際、日本商工会議所からの原産地証明の取得が間に合わずに困っているという話をよく伺う。
- 本日は原産地証明に関して、一つの解決方法を提示させていただく。今回のRCEPでは認定輸出者自己証明を導入した。これは、事前に輸出事業者が経済産業省から認定を受けることによって、認定を受けた以降は自ら証明書を発行することができるようになる。日本商工会議所に行かなくてもよくなるため、即日発給が可能となるものである。
- 費用については、日本商工会議所に行くと、基本料が2,000円、1製品当たり500円かかるが、認定輸出者自己証明においては無料である。ただし、登録免許税として9万円を認定時に払う必要がある。1〜2回しか発行しない方にとっては割高になるかもしれないが、継続的に発行する方の場合には費用的にお得になる。
- 認定輸出者自己証明の登録の手続きには、輸出の頻度等といった幾つかの要件がある。また、オーストラリアとニュージーランドは、TPPの加盟国であり、CPTPPと同様に認定の必要がない自己申告が利用可能である。そのため、オーストラリアとニュージーランドに輸出する場合は、既に日本商工会議所に行かなくてもよい。それ以外の国については、認定輸出者自己証明制度をぜひ活用いただきたいと思います。
- RCEPにおける、輸出・投資に関係する改善点を幾つか紹介したい。ルール分野に関しては、EPA交渉をする際、税関手続きや貿易のさまざまな手続きをできるだけ円滑化したいという観点からも交渉してきた。その結果、税関手続きについては、可能な限り48時間以内の貨物の通関、特に生鮮食品等の急ぎの場合は6時間未満で通関するという規定が盛り込まれた。「可能な限り」であるため、48時間以内でなければペナルティーがあるわけではないが、努力規定として盛り込まれている。
- また、再輸出する場合に、輸入税の全額または部分的免除を受けることが可能になった。例えば、見本市や展示会に農業機械などを出展し、それをまた他国に持っていく場合などの一時輸入の際に使っていただけると思う。
- サービス分野の投資に関しては、インドネシアとマレーシアに対して、インドネシアは食品・飲料などのホールセール、マレーシアは農産物などのホールセールについて、これまで半分以下だった外資の出資比率を51%までに引き上げた。海外での事業展開を考えている企業には朗報だと考えている。
- 「EPA利用早わかりサイト」を農林水産省で設けており、原産地証明書の様式や関税率の比較表など、さまざまな便利ツールを用意している。分からないこと等があれば、農林水産省のアドレス宛てに気軽に相談いただきたい。表の見方などを、できるだけ詳しく説明させていただくため、ぜひ利用いただきたいと思います。

## 質疑応答

### 質問

- ・ 認定輸出者自己証明の認定は、登録料9万円を一度支払えば、その後は費用が発生しないのか。

回答（農林水産省 輸出・国際局国際地域課長 平中隆司）

- ・ 1度支払うと3年間有効となる。3年後は更新料として5,000円が必要になる。

### 質問

- ・ 認定輸出者自己証明と自己申告の違いを教えてください。

回答（農林水産省 輸出・国際局国際地域課長 平中隆司）

- ・ 認定輸出者自己証明は、経済産業省の認定を必要とするものである。自己申告については CPTPP など採用されており、経済産業省の認定も必要なく、自ら書類を用意するという違いがある。

## （2） RCEP協定の活用

（東京共同会計事務所 江良泉氏、藤原彩香氏）

- ・ 東京共同会計事務所は、他の会計事務所が取り扱っていない領域でのサービスを得意としている。EPAについても、その領域の1つとして、クライアントニーズに答えるべく、日々専門性の高いサービスの提供に努めている。
- ・ EPAの分野においては、コンサルティングサービスと原産性証明システムの提供を行っている。コンサルティングサービスでは、7年連続で経済産業省委託事業のEPA相談デスクを受託しており、相談実績も3万5,000件を超えている。EPA分野においては、恐らく日本で一番多くの実績を有しているものと自負している。
- ・ この経験を生かして、JAFTASという輸出者とサプライヤーをつなぎ、EPA原産性調査を行うクラウドサービスも提供している。現在、1,400社を超える企業に利用いただいている。
- ・ 本日のセミナーの流れとして、第1部ではEPAの基本的な知識について一緒に確認する。第2部では、RCEPのポイントを整理していく。その後、第3部ではRCEPを効率的に使う方法を案内できればと考えている。
- ・ 本日は生産者、輸出者、その他の立場の方等、さまざまな方に参加いただいている。どの立場の方にとっても、ここだけは知っておいてほしいポイントをまとめているため、それぞれの立場で必要な知識を整理していただければと思う。
- ・ まだEPAを活用したことがない方にも多く参加いただいている。本日のセミナーでは、できるだけ分かりやすく、具体的な事例を用いて説明していく。輸出経験がない方や、EPAをまだ活用したことがない方も、ぜひ安心して聞いていただきたい。

- ・ 生鮮食品を扱う方も参加いただいている。生鮮食品についても活用できる内容を第3部で説明するため、ぜひ最後までお付き合いいただければと思う。
- ・ 本日は、EPAの概要やRCEPのメリットについて、楽しみながら理解し、RCEP活用のヒントを少しでも多く得ることで、セミナー後には「RCEPを使って輸出したい」というポジティブな気持ちになっていただきたい。
- ・ セミナーでは、大切なポイントに関するキーワードを随所で発表する。最後に全てのキーワードの頭文字をつなげると、農林水産省様からのメッセージが分かるようになっている。
- ・ 第1部に入る。現在、日本の食品の輸出動向はどんどん伸びている。2030年までに、農林水産物・食品の輸出額を5兆円にするという政府目標があるが、2020年は1兆円に届かなかったものの、2021年11月の速報値の段階では既に1兆円を突破している。2020年の同期比でプラス26.8%となり、大きく伸びてきていることが分かる。
- ・ 2030年に5兆円をどのように達成するのかについては、なかなか難しいと感じる方も多いかもしれない。しかし、実はEPAが輸出拡大の一手になり得る。EPAを活用することで、現地でのコストの削減や、販売先の拡大につながっていく。
- ・ 輸出に取り組む優良事業者で、農林水産大臣賞を受賞した企業が輸出促進のために実施した施策を分析すると、安定した販売チャネルの確立、現地コストの削減の施策を実施していた企業が非常に多かった。そのため、輸出拡大のポイントは現地コストの削減、および販売先の拡大であることが分かる。EPAは、まさにこの部分で効果を発揮するため、EPAが役に立つということを覚えておいていただきたい。
- ・ 優良事業者の表彰は、農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者のうち、特に優れた事業者に対して行われる。受賞企業の取り組み事例は紹介されており、資料に記載のURLで、輸出成功のノウハウをたくさん確認することができる。時間があるときに、ぜひご覧いただければと思う。
- ・ 輸出促進の一手になるEPAがどのようなものかを見ていく。まず、EPAを知るためには、関税について理解する必要がある。関税とは、海外から商品を輸入する際にかかる税金である。輸入品に対するコストを増加させ、国内の産業を守る効果がある。
- ・ 例えば、仮にリンゴの関税率が20%だった場合、日本で輸出する際は100円だったリンゴが、輸出先の国で輸入される際に関税率20%がかかり、20円が付加されて120円で輸入されることになる。この輸入時に付加された20円が関税である。
- ・ EPAを使わない場合は、全ての国に対して同じ関税率がかかる。A国に物を入れるとき、日本もB国もC国も、同じ税率がかけられる。通常適用される関税率を、MFN税率という。MFN税率が20%とすると、仮に課税価格が100円だった場合、100円に20%がかかり、関税額が20円かかることになる。
- ・ EPAを利用すると、この関税が削減・撤廃される。仮に日本とA国の間で使えるEPAがある場合、日本からA国に物を輸出して、A国で輸入をする際に、通常よりも低い関

税率が適用されることになる。MFN税率は20%だったが、EPAを使うことで低い関税率が適用され、課税価格100円に対して0%の関税となる。つまり、輸入されるときにかかるコストが削減できる。

- ・ 「輸入時に関税が削減・撤廃されるため、EPA活用のメリットを受けられるのは輸入者だけであり、輸出者・生産者にメリットがないのではないか」と思った方もいらっしゃるのではないかな。しかし、実はそんなことはない。輸出者・生産者にもメリットがある。
- ・ EPAの対応に協力して輸出すると、輸入者側で関税の削減ができるため、コスト削減によって利益アップにつながる。輸入者の利益が増えると、「日本からお得に買えるため、もっと日本から輸入しよう」、「これだけコストを削減して輸入できるから、もっとたくさん売っていきよう」といったインセンティブが輸入者側に働く。そうすると、日本の製品の価格競争力が現地でアップし、販売量アップや販路拡大も期待できる。その結果、輸出者・生産者側でも受注量が増え、売り上げがアップするというメリットがある。
- ・ 特に近年は大型のEPAが相次いで発効しており、現在EPAを利用するチャンスがどんどん広がっている。2022年1月1日に発効したRCEPは、日本にとって中国・韓国との初めてのEPAとなるため、非常に注目されている。日本の農林水産物・食品は、中国への輸出額も多いことから、食品事業者の方々がRCEPに寄せる関心は非常に大きくなっている。
- ・ 日本が各国と締結しているEPAは、1つの国との間に1つのEPAというわけではなく、相手国によっては日本との間で利用可能なEPAが複数ある。例えば、ベトナムについては2国間協定の日ベトナム協定、日ASEAN協定、RCEP、CPTPPと、利用可能な協定が4つある。一体どの協定を使えばいいのかという点については、第3部で説明する。
- ・ 証明制度についてもポイントが幾つかある。各EPAで採用されている証明制度が異なることは、非常に大切なポイントとなる。RCEPでは、第三者証明制度、認定輸出者制度、自己証明制度の3つが全て導入されている。ただし、現時点で輸出者・生産者による自己証明制度が利用できるのは、日本・オーストラリア・ニュージーランドの3カ国のみとなっているため、注意が必要である。
- ・ 3つの証明制度について簡単にポイントを説明する。まず、第三者証明制度は日本商工会議所への手続きが必要となる。日本商工会議所へ手続きを行い、第一種特定原産地証明書を発給してもらう形式である。一方で認定輸出者制度は、日本商工会議所への手続きが不要となる代わりに、経済産業省の認定が必要となる。認定を取っていれば、自社で第二種特定原産地証明書を作成することができる。そして、自己証明制度については、日本商工会議所での手続きも、経済産業省の認定も不要で、自社で原産地証明書を作成していく制度である。

- RCEPでは認定輸出者制度が導入されている点も、非常に重要なポイントとなるため、第3部にて詳しく説明する。
- 利用機会がどんどん広がり、メリットもあるEPAを使ってみたいと思ったとき、何から始めればいいのか。まずは、関税削減の対象品目かを確認する必要がある。関税削減の対象外のものもあるため、注意してほしい。
- 対象品目であることを確認した上で、3つの条件を満たしているかを確認することが必要である。1つ目は、原産品であること。2つ目は、積送基準を満たすこと。3つ目は、証明書を輸入国税関へ提出すること。この3つの条件を満たすことが必要となる。
- 1つ目の原産品と認められるための要件については、第2部で説明する。2つ目の積送基準は、物品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかを確認する基準である。日本から輸入国に直送される場合は問題ないが、第三国を経由する場合、輸入者は第三国にて原産品としての資格を失う作業を行っていないことを証明するため、輸入国の要請に応じて、通し船荷証券などの運送書類や非加工証明書などを提出する必要がある。
- 3つ目の条件にある証明書は、「原産地証明書」といい、EPAの原産品であることを証明する書類である。原産地証明書を輸入国税関に提出することで、通常の税率よりも低いEPA税率が初めて適用される。EPAが発効したからといって、自動的にEPA税率が適用されるわけではなく、必要条件を満たしていることを原産地証明書で示し、輸入国税関がそれを受理することで初めてEPA税率が適用となる。
- 1つ目のキーワードは、「つい先日発効した新しいEPA=RCEP」である。RCEPの発効によって、現在EPAを利用するチャンスが拡大している。これをうまく利用するためにはルールを理解が必要である。ルールについては、第2部で見ていきたいと思う。
- 第2部に入る。ルールと聞くと身構えてしまうが、EPA初心者にも分かりやすいように、具体的な例を使ってポイントを伝えていきたい。RCEP活用のポイントをつかんでいただければと思う。
- クイズを出題する。第1問は、「ガーナから輸入したカカオ豆を使って日本で板チョコを作り、その板チョコをタイへ輸出した。この板チョコは、RCEPにおいて日本の原産品となるかどうか」。日本で生産しているから、日本の原産品になるのではないかと考えたところだが、実は、日本で生産しているという事実だけではEPAの原産品とはならない。この点は非常に間違えやすいため、注意が必要である。
- EPAの原産品というためには、3つの条件を全て満たしていることが必要になる。3つの条件とは、1つ目が、日本で最終生産・加工がされていること。2つ目は、各EPAでHSコードごとに定められた品目別原産地規則をクリアしていること。3つ目は、1番および2番を満たしていることが、根拠書類で証明されていること。この3つの条件を

全て満たして、初めて原産品ということができる。

- EPAでは、原産品と判断するための基準が品目ごとに決められている。品目別に定められた、原産品と認められる基準が品目別原産地規則である。品目別に定められている基準はEPAごとに異なっている点も、一つのポイントとなる。同じ品目であれば、どのEPAでも同じ品目別原産地規則になるというわけではないので、注意していただきたい。
- 品目別原産地規則を、第1問の板チョコを例に確認していく。タイに輸出する場合、まず、使える協定を確認する。日本とタイの間で使える協定は、日タイ協定、日ASEAN協定、RCEPの3つがある。輸出先の国で使えるEPAを確認したい場合は、第1部で提示した一覧表を活用いただければと思う。
- 日タイ協定および日ASEAN協定では、品目別原産地規則はCCとなっている。HSコードの上2桁を「類」といい、板チョコのHSコードの上2桁は18である。CCは、板チョコと同じ18類に入る非原産材料を使用してはならないという意味である。
- 一方、RCEPではCTHという品目別原産地規則になっている。HSコードの上4桁を「項」といい、板チョコのHSコードの上4桁は1806である。CTHでは、板チョコと同じ1806項に入る非原産材料は使用してはならないという意味である。
- CCもCTHも、HSコードで原産性を判断していく基準となる。日タイ協定および日ASEAN協定の場合は「18類に入る非原産材料を使用してはならない」、つまり、最終製品である板チョコと同じ18類の材料は日本原産でなければならないということになる。カカオ豆のHSコードの上2桁は板チョコと同じ18類のため、カカオ豆は日本原産でなければならない。しかし、日本でカカオ豆は取れない。海外産のカカオ豆を使って板チョコを生産した場合、まさに18類の非原産材料を使うことになり、原産品の基準を満たすことができなくなってしまう。
- 一方、RCEPの場合は「1806項に入る非原産材料を使用してはならない」、つまり、最終製品である板チョコと同じ1806項の材料は日本原産でなければならないということになる。これは裏を返すと、1806項以外の材料については日本原産でなくてもOKというルールになる。カカオ豆のHSコードの上4桁は1801項である。板チョコの1806項以外であれば、海外産でもOKというルールのため、RCEPにおいては、カカオ豆が海外産であっても、板チョコは原産品の基準を満たすことができる。
- このように、同じ板チョコであっても、EPAによって原産品と認められる基準が異なる。これまで他のEPAで品目別原産地規則を満たせなかった産品であっても、RCEPであれば満たせる場合もある。自社の産品において品目別原産地規則がどのようになっているのかを、ぜひ確認してほしい。確認方法については、第3部で説明する。
- 第1問のクイズの正解を確認すると、ガーナから輸入したカカオ豆を使って日本で生産した板チョコは、RCEPにおいては板チョコが原産品となる基準を満たしていることが確認できたため、「RCEPにおける原産品となる」が正解である。このように、

クイズを出されたときに分からなかったことも、一つ一つ順を追って確認すれば正解にたどり着くことができる。

- 2つ目のキーワードは、「かくにんしよう！品目別原産地規則」である。EPAの原産地証明書を取得するためには、日本で生産しているという事実だけでは不十分である。EPA毎に規定されている品目別原産地規則を満たしていることの確認が必要になるため、この点を覚えておいてほしい。
- 第2問のクイズは、「日本で生産したみそと、中国で生産した豆腐を使い、日本でフリーズドライのみそ汁を作る。このフリーズドライのみそ汁をタイへ輸出すると、RCEPにおいて日本の原産品となるか」である。
- 「豆腐が中国産でも、品目別原産地規則を満たせば大丈夫」という考え方は、間違っていない。しかし、この事例は少し注意が必要である。板チョコの例と同様に、まずは各EPAにおける、みそ汁の品目別原産地規則を確認していく。今回使える協定は、日タイ協定、日ASEAN協定、RCEPの3つである。そして、どのEPAにおいても、品目別原産地規則はCCになっており、みそ汁と同じ21類に入る非原産材料を使用してはならない。
- 先ほども説明したとおり、CCとはHSコードで原産性を判断していく基準である。今回の例でもHSコードに注目すると、「最終製品であるみそ汁と同じ21類に入る非原産材料を使用してはならない」、つまり21類である豆腐とみそは、日本原産である必要があるという意味になる。
- では、中国で生産した豆腐を使ったみそ汁は日本原産ではないので、EPAは使えないということになるのか。ここで諦めないでほしい。RCEPでは、中国で生産した豆腐が、中国の原産材料であることが分かれば基準をクリアすることができる。
- そもそもEPAを締結するということは、お互いの国で貿易を促進しようと約束する、友達関係のようなイメージである。このような背景から、RCEP加盟国からの輸入品で、RCEPの原産品となる材料については、日本の原産材料と見なすことができる。これを「累積」という。先ほど農林水産省の平中課長からも話があったが、この累積が一つの大きなポイントになる。簡単に言うと、友達のは自分のものという考え方になる。
- 今回の例で当てはめると、豆腐はRCEP加盟国である中国から輸入したものであることから、豆腐がRCEPの原産地規則を満たした中国の原産品である場合は日本原産と見なすことができる。そのため、日本で生産したみそと、中国で生産した豆腐を使って、日本で生産したフリーズドライのみそ汁は、RCEPにおいて累積を使うことができればという条件付きで、みそ汁が原産品となる基準を満たしていることになる。つまり、第2問のクイズは「原産品となる可能性がある」が正解である。
- 3つ目のキーワードは、「お友達の国と累積を！」である。原材料の調達をRCEP加盟国内で行うことで、品目別原産地規則を満たせることもあるため、累積を上手に活用

していただければと思う。

- ・ 第3部に入る。ここでは**RCEP**を効率的に、うまく使っていく方法について案内する。加工食品だけではなく、生鮮品においても使える内容となっているため、生鮮食品を扱われている方もぜひ最後までお付き合いいただきたい。
- ・ **EPA**の実務における困り事や不安として、「飛行機を使って輸出する際など、輸出品が現地に届くまでに原産地証明書の発行が間に合うのか」という悩みを抱えている方も多いと思う。**RCEP**では、第三者証明制度を利用する場合、時間短縮できるポイントが2つある。一つは原産地証明書の電子化による時間短縮、もう一つは同一製品であれば、過去の判定結果を利用することによる時間短縮である。
- ・ まずは証明制度について復習する。**RCEP**では、第三者証明制度、認定輸出者制度、自己証明制度が全て導入されている。ただし、輸出者・生産者による自己証明制度については、現時点では日本・オーストラリア・ニュージーランドの3カ国のみとなっている点は注意が必要となる。
- ・ 第三者証明制度は、日本商工会議所での手続きが必要となる。この手続きにかかる時間について心配する声も多いため、第三者証明制度の手続きの中で時間短縮できるポイントを2つ説明していく。また、認定輸出者制度についても、**RCEP**を効率的に活用するポイントとして、後ほど説明する。
- ・ 原産品であることの証明に関しては、第三者証明制度の場合でも、認定輸出者制度の場合でも、道のりは同じである。どちらの制度であっても、原産品であることの証明については必ず行わなくてはならない。
- ・ その点を踏まえた上で、第三者証明制度と認定輸出者制度の違いは、原産地証明書の発行方法の違いである。第三者証明制度の場合は、日本商工会議所が原産地証明書を発給する。それに対して、認定輸出者制度は、経済産業省の認定を受けた輸出者が、自社で原産地証明書を発行する制度である。
- ・ 第三者証明制度における手続きの流れとして、**STEP1**の「原産品か確認」は、先ほど説明した通り、どの証明制度であっても、絶対に通らなければいけない道である。**STEP1**で原産品かどうかの確認を済ませた後、第三者証明制度の場合は日本商工会議所への手続きへと進む。
- ・ 日本商工会議所での手続きについて、初めて第三者証明制度を利用する場合は、**STEP2**の「企業登録」が必要となり、企業登録には原則7営業日ほどかかる。
- ・ 企業登録が終わると、**STEP3**の「原産品判定依頼」を日本商工会議所に対して行う。**STEP1**で作成した品目別原産地規則を満たしていることを証明する書類を添付し、原産品かどうかの判定依頼を行うステップになる。日本商工会議所の審査に原則3営業日ほどかかるが、書類に不備がある場合はそれ以上かかることも予想される。
- ・ 原産品判定依頼が無事に承認されると、**STEP4**の「原産地証明書発給申請」を行うことになる。船積み予定日が確定した後に発給申請を行い、交付準備完了というステー

タスになった後、手数料を納付すると原産地証明書が発給される。原産地証明書の発給申請をして、交付準備が完了するまでは原則2営業日ほどかかる。

- 原産地証明書の交付準備が完了したら、最後の**STEP5**「原産地証明書受領」に進むこととなる。原産地証明書は日本商工会議所の窓口に取り取りにいくか、郵送で受け取ることになる。しかし、**RCEP**においては、時短ポイントの1つ目である原産地証明書の電子化によって、**STEP5**の原産地証明書受領に要する時間を削減できる。原産地証明書が電子媒体であれば、窓口に取りにいく必要も、郵送を待つ必要もなくなる。
- 時間短縮のポイントの2つ目は、同一製品の、過去の判定結果を利用することである。これによって、**STEP3**の原産品判定依頼の時間が短縮できる。同じ協定を利用して、同一製品を繰り返し輸出する場合においては、生産情報に変更がない限り、過去に取得した判定結果を利用できる。そのため、その都度原産品の判定依頼をせずとも、過去の判定結果を使うことで**STEP3**にかかる時間を短縮することができる。
- 時間を短縮しても、原則的に発給申請した日に証明書を受け取ることとはできない。その場合は、認定輸出者制度を利用することを勧める。認定輸出者制度は、経済産業省から認定を受けることで、自社にて原産地証明書を発行できる制度である。
- 第三者証明制度のフローと比較しながら考えると、分かりやすい。第三者証明制度では、輸出者は日本商工会議所に対して判定依頼や、発給申請などの手続きを行う必要がある。そして、先ほど説明した通り、原産地証明書を受けとるまでに、日本商工会議所で要する審査時間も加味しなくてはならない。
- 一方で、認定輸出者制度の場合は、日本商工会議所への手続きが不要となる。経済産業大臣から認定を受けた認定輸出者自らが原産地証明書を作成することができるため、原産地証明書発行までの時間を短縮することができる。
- つまり、認定輸出者制度では、日本商工会議所への手続き部分である**STEP2**から**STEP5**の時間を短縮できることから、より短時間で原産地証明書の準備が可能になるということである。特に生鮮品を輸出される方々にとっては鮮度が命のため、時間を短縮できることによって得られるメリットは大きいのではないと思う。
- 第三者証明制度と認定輸出者制度のコスト面についても比較したい。まず、第三者証明制度の場合は、原産地証明書1件の発給に対して、**2,000円 + 500円 × 製品数**がかかる。製品数は、原則としてインボイスに記載の製品数となる。例えば、インボイスに製品A、B、Cの3つが記載されている場合、**2,000円 + 500円 × 3**という計算になる。**500円**という1製品当たりの単価については、同一製品の判定結果の使用回数が**20回**を超えた場合、つまり、**21回目からは50円**となる。
- 一方、認定輸出者制度においては、登録免許税法に基づく登録免許税が初回のみ**9万円**かかる。併せて、認定の有効期間が**3年**となるため、認定の更新の際には更新手数料が発生する。更新手数料は**5,000円**（電子申請の場合は**4,550円**）である。
- 年間何件の原産地証明書を取得していると、認定輸出者制度を利用したほうがコスト

面でメリットがあるのかを計算してみる。1件に同一の1産品を記載するという条件で、1年に40件の原産地証明書を取得している場合は、認定輸出者制度を利用したほうがコスト面でメリットがある。

- ・ 「年間40件も取得していないため、自社には関係ない」と思った方もいらっしゃると思う。しかし、これをもう少し長い目で見るとどうなるか。原産地証明書の取得が毎月2件であったとしても、継続して3年間行う場合は、認定輸出者制度を活用したほうがコスト面でメリットが出てくることが、計算すると分かる。
- ・ 認定輸出者制度をうまく活用することで、時間だけでなく、コストの削減にもつながる。まずは自社で、どの程度原産地証明書を取得しているのかを確認してほしい。定期的な取得が想定される場合には、時間的にもコスト的にも、認定輸出者制度を活用することをお勧めする。
- ・ 4つ目のキーワードは「うまく使えば可能性広がる認定輸出者」である。認定輸出者制度をうまく活用すれば、自社内でRCEPの手続きを完了することができる。それによって、大幅な時短とコスト削減が可能になるため、ぜひ認定輸出者制度をうまく活用していただきたい。
- ・ ここまではRCEPの事例を説明してきたが、複数のEPAが締結されている国へ輸出する際には、各EPAの税率を比較する必要がある。必ずしもRCEPが最も有利な条件であるとは限らない。比較する際は、農林水産省の「EPA利用早わかりサイト」に掲載されている、EPA関税率早見表をぜひ活用してほしい。
- ・ 「EPA利用早わかりサイト」では、本当に必要な情報がコンパクトに、分かりやすく整理されている。初心者の方は、まずここを見ると、必要な知識が整理できと思う。検索方法は簡単で、「EPA利用早わかり」と検索すれば、すぐに出てくる。
- ・ EPA関税率早見表は、「EPA利用早わかりサイト」の上のほうにある、「EPAを利用して有利な条件で輸出してみませんか」という1番目の項目に掲載されている。ExcelとPDFの両方で掲載されている。
- ・ 「税率をどうやって確認すればいいか」、「HSコードの確認はどうすればいいか」という質問も多く頂いている。まずは、このEPA関税率早見表を見てもらうと、そこに載っている産品については、それら情報を一目で確認できる。万が一早見表に掲載されていない産品があれば、農林水産省のEPA利用相談窓口にお問い合わせいただきたい。
- ・ EPA関税率早見表がどのようなものかを一緒に見ていきたいと思う。早見表では、輸出先の国名と自社の産品がクロスするところの情報を確認する。利用可能な協定名、EPAで採用されている証明制度、EPA税率を使わない場合に通常適用されるMFN税率、EPA税率、そして品目別原産地規則を意味するPSRが記載されている。このように、必要な情報が一目瞭然となっている。
- ・ 早見表を使って、うどん・そば・そうめんをベトナムへ輸出する場合、どのEPAを使

うとお得になるかを確認したいと思う。まずは、各EPAのMFN税率とEPA税率を比較し、削減効果があるかを確認する。そして、どのEPAか削減効果が最も大きいかを探す。ベトナムへ輸出する際に利用可能な4つのEPAでは、どのEPA税率もMFN税率より低いため削減効果があると言えるが、その中でも日ベトナム協定が無税のため、4つのEPAの中で一番削減効果が高いことが確認できる。

- ・ 各EPAの証明制度および品目別原産地規則についても併せて確認する。証明制度について、CPTPPでは自己証明制度が採用されているが、その他は第三者証明制度が採用されている。また、RCEPでは認定輸出者制度も使えることが分かる。品目別原産地規則は、全ての協定で同じCCというルールになっているため、品目別原産地規則のクリアのしやすさに変わりはない。そのため、今回の例では、最も削減効果の高い日ベトナム協定で進めることが好ましいということが分かる。
- ・ 複数協定が利用可能な場合は、このようにEPA関税率早見表を用いて、削減効果、品目別原産地規則の難易度、採用されている証明制度などを比較・検討すればよい。
- ・ 実際にEPAの業務を進めてくと、分からないことがたくさん出てくると思う。その際は、農林水産省に設置されているEPA利用相談窓口に、ぜひ連絡してほしい。
- ・ これまで発表したキーワードを再確認する。「つい先日発効した新しいEPA=RCEP」、「かくにんしよう！品目別原産地規則」、「お友達の国と累積を！」、「うまく使えば可能性広がる認定輸出者」。頭文字をつなげると「つかおうEPA！」となり、これが農林水産省様からのメッセージである。
- ・ 本セミナーで伝えたRCEP活用のヒントを手掛かりに、RCEPはもとより、活用機会がどんどん広がるEPAを、ぜひ有効に活用していただきたい。

## 質疑応答

### 質問

- ・ 牛乳、乳飲料、乳製品でのRCEP活用事例を例示してほしい。

### 回答（東京共同会計事務所 藤原彩香氏）

- ・ 今回は、ベトナムにプロセスチーズを輸出する場合という例で見たいと思う。
- ・ ベトナムへの輸出の場合、プロセスチーズは関税率が即時撤廃のため0%になる。RCEP加盟国の材料を使う場合と、RCEP加盟国外の材料を使う場合とで、使える品目別原産地規則が異なるため、各パターンを確認する。
- ・ 事例1として、RCEP加盟国の材料を使う場合について見ていく。CCという品目別原産地規則は、最終製品であるプロセスチーズのHSコード上2桁と同じ、04類に入る非原産材料を使用してはならないという意味になる。ナチュラルチーズのHSコードの上2桁は、プロセスチーズと同じ04類である。つまり、ナチュラルチーズは日本原産である必要がある。
- ・ ただし、ニュージーランドはRCEP加盟国のため、先ほど第2部で説明した累積を使う

ことで、ニュージーランド原産品を日本の原産品と見なすことができる。ナチュラルチーズが原産材料と見なされることで、CCの基準を満たすことができるので、このプロセスチーズは日本原産ということになる。このように累積をうまく使うと、品目別原産地規則を満たしやすくなる。

- ・ 仮にナチュラルチーズがRCEP加盟国の原産でない場合でも、諦めるのは早い。事例2として、RCEP加盟国外の材料を使う場合を見ていく。CCで立証する場合は、ナチュラルチーズは日本原産である必要があった。しかし、事例2においては、ナチュラルチーズはEU原産であり、CCを満たすことができない。そして、EUはRCEP加盟国でもないため、累積も検討することもできない。そのため、RVC40%という、価格で原産性を判断する品目別原産地規則で立証を試みることになる。
- ・ 本日のセミナー本編では触れる時間がなかったが、RVCとは、VAルールという基準である。端的に言うと、価格で原産性を判断する方法となる。この基準の場合、仮に材料が非原産材料であったとしても、日本で実質的な生産を行っており、その生産で付加された経費や利益が高ければ、原産品と認められることになる。
- ・ 事例2において、非原産材料がナチュラルチーズのみである場合、プロセスチーズの価格300円から、ナチュラルチーズの価格100円を引き、それをプロセスチーズの価格300円で割った数字に100をかけたものが付加価値率となる。計算の結果、付加価値率は66%となり、基準値の40%を超えているため、プロセスチーズは原産品として立証可能となる。

#### 質問

- ・ RCEPにおいて、食肉の輸出に期待できる点はあるか。

#### 回答（東京共同会計事務所 藤原彩香氏）

- ・ 1つ目の事例として、ベトナムへ牛肉を輸出する場合、現在のMFN税率は14%だが、RCEPでは11年かけて段階的に削減されて、最終的に0%となる。
- ・ 2つ目の事例は、カンボジアへハンバーグを輸出する場合、RCEPにおいて関税は15年かけて段階的に削減され、最終的に15年目に0%となる。
- ・ このように食肉関係であっても、関税削減の対象になっているものがある。まずは自社の産品が、RCEPを使うとどれくらい関税率が下がるかを確認するとよい。確認方法については、関税率早見表をぜひ活用してほしい。

#### 質問

- ・ 現在、中国は第三者証明制度のみになるのか。

#### 回答（東京共同会計事務所 藤原彩香氏）

- ・ RCEPにおいては証明制度が3つ規定されているが、自己証明制度については、先ほど説明した通り、まだ利用できる国が限定的であるため、中国では使えない。そのた

め、中国向けに日本が輸出するときに使える証明制度としては、現時点では第三者証明制度と認定輸出者制度の2つとなる。

- ・ 第三者証明制度は日本商工会議所での手続きが必要だが、認定輸出者制度の場合は、経済産業省からの認定を受けると認定輸出者となり、自社で原産地証明書の作成ができるようになる。原産地証明書を作る時間を短縮することができるため、RCEPを使うメリットの1つとなる。繰り返しの案内となるが、RCEPを効率的に使う方法として、認定輸出者制度を覚えておいていただければと思う。

### 3. 講評

(早稲田大学政治経済学術院教授 深川由起子GFVC協議会代表)

- ・ 東京共同会計事務所様のプレゼンテーションが非常に分かりやすく、初めての方にも、やってみようかなと思ってもらえる内容だったと思う。
- ・ TPPとRCEPというのは、よくセットで出てくる。「自由化度が非常に低く、関税が撤廃されるまでの時間が非常に長いというTPPのハイスタダードとは違う」といった話がよく出ると思うが、その反面、RCEPは非常に大きなFTAであり、かつ、中国および韓国とは初めての関税撤廃の枠組みとなる。隣国のため、食べる物や着る物、そしてライフスタイルがよく似ており、ポテンシャルが非常に大きい。そのため、中国と韓国が関税を下げてくる意味はとても大きいと思う。
- ・ たとえ関税率の引き下げ速度が遅いとしても、全体的に寛容な原産地規制になっている点はRCEPの良い部分である。保護主義の代わりに、原産地証明にいろいろなややこしいルールを作り、関税は下げたけれども、原産地規制でブロックされてしまい、結局誰も使わないということがよくある。しかし、RCEPでは原産地ルールが統一され、全テリトリーを同じルールでカバーしている。
- ・ 非常に多様な国が参加しているため、適地で調達し、適地で生産し、適地で消費してくれるところに持っていくという、国際分業を推進することがTPPよりもずっと重要である。新興国や途上国が多く、市場の成長力があるため、原産地ルールを活用して、自国だけではなく、サプライチェーンを支援していくことが大きな目的になる。
- ・ やはり中国は巨大市場であるため、現地で調達し、現地で作り、現地で消費していく回り方をしている。一方、フィリピン・マレーシア・ベトナム等では、現地だけで作って消費しているわけではなく、いろいろなところからいろいろな原材料を調達して、組み合わせて作り、現地で売る。あるいは、どこかに輸出している。そのため、バリューチェーンが幅広く、共通ルールでカバーされ、非常に寛大であることはとても大事である。
- ・ RCEPにおいて、自由化自体は決して早くないかもしれない。また、TPPのように非常に高いスタンダードではないかもしれないが、何より成長率が高いため、パイが年々広がる速度は非常に早い。しかも、消費水準も向上しており、eコマースに対す

る心理的抵抗もほばないため、非常にダイナミックな消費の仕方になっている。

- 投資、サービスの自由化、貿易円滑化についてもセットで交渉してきている。インドネシアやタイなどでは、冷蔵・冷凍の倉庫で外資規制がなくなること、アジア全体としてシームレスにしてきている。そのため、関税だけではなく、物流も含めたトータルなアプローチを考えていけるエリアである。
- 韓国・中国について、中国は正式にTPP加盟を申請しており、全くレベルの異なるTPPにジャンプするという覚悟は持っていると考えられる。韓国は、これから国民の意見を聞かなければ、TPPに申請できるかがまだ分からない。韓国・中国のレベルはさらにジャンプする可能性が残っているため、RCEPで取れるところは取り、地を固めていくことが大事である。
- 原産地ルールの使い勝手も非常に重要である。例えば、関税の下がり方が遅いとしても、原産地ルールが共通のため、最適調達をすることでコストを下げ、売っている間に関税が下がっていくという作戦を取ることができる。ルールも寛大であり、関税分類変更基準および付加価値基準の両方が使える。このような多様なオプションは非常に重要である。
- 今回のRCEPでは、中国・韓国が日本に対してさまざまな例外を設定している。例えば非常に不思議だが、両国とも日本製ゴルフクラブが例外である。しかし、ASEANから出せば関税がゼロになる品目もたくさんある。原産地規制を使用すれば、累積も認められており、付加価値基準がASEANで調達できればいいため、TPPの前哨戦として戦っていく意味はあると言える。
- 日本のFTAはさまざまな種類ができていますが、やはり使い勝手が良い必要がある。これまでの2カ国間FTAは、当初3〜4割しか使用されず、MFN税率を相手が勝手に下げてしまうことも多い。そのため、使われるFTAにしていくことが非常に重要である。
- 例えば紙の早見表などを早くデジタル化、関税データベースを整備することで、関税番号と関税率をすぐに確認できる状況が望ましい。本協議会を通じて、ぜひ使用者の声を上げていただき、早急にデータベースの整備につなげてほしい。
- 原産地証明の手続きも進化していく必要がある。使い勝手が悪ければ、どんどん変えていくファンクションは非常に重要である。また、認定業者についても、優良業者として信頼されている認定業者がもっと使いやすいように、追跡機能等も重要だと考える。食品に関しても、衛生、検疫、規格認証といった関税とは異なる水際の情報を、簡単に素早く検索できるようにするべきである。
- よくある質問のパターンを集め、FAQをAIが賢く分類し、情報を充実していくことも大事だと思う。また、中南米や中東、アフリカに比べて、アジアは輸出貿易において強力なプラットフォームがたくさんある。FAQにせよ、関税データベースにせよ、原産地証明にせよ、本当はアジアで協力していくべきである。特に中国・韓国とは仲が悪いが、3国間の協力事務所がソウルにある。中小企業の発展のポテンシャルも非常

に大きいエリアとなるため、そのようなものを活用したり、充実したりしていくことが大事である。

- ・ 競争力を付ける必要もある。ビジネスモデルのため、投資、サービス、物流、文化産業、マーケティングも総動員し、競争力を確保していくことが大事である。アジアは競争が激しいため、成功事例は簡単にコピーされる。中国や韓国、あるいはベトナムやシンガポールの輸出業者は、内需と外需を区別している人が少なくなっている。それに対して、日本の長年の発想は、内需の延長上に外需を考えてしまうため、どうしても出遅れてしまう。コピーされるばかりでは負ける一方なので、こちらも良い事例はコピーしていくべきである。
- ・ 生産やサービスの集積地については、しばらくベトナムがRCEPおよびTPPの両方に入っているため、チャイナ・プラス・ワンもあって集積が進んでいくと考えられる。そのようなところに、スムーズに生産等をシフトしていくことが重要だと思う。
- ・ 日本の価値創造力を上げなければならない。単なる食品ではなく、「健康にいい」、「美しくなれる」、「リサイクルで環境に貢献できる」といったトータルな価値をもっとアピールしていくことが大事である。技術力のアピールも積極的に行ってもいいと思う。
- ・ RCEPを民間に利用してもらえるものにすべく、官民で力を合わせて協調していきたい。

#### 4. 閉会の挨拶

(株式会社前川総合研究所代表取締役社長 篠崎聡GFVC協議会副代表)

- ・ 本日は300名以上という多くの方々に参加いただいた。また、東京共同会計事務所様には、非常に難しい内容を丁寧にご説明いただき、本当に勉強になった。
- ・ RCEPは発効されて間もない状況であり、まだ理解されていない部分が多いが、本日は難しい内容を非常に分かりやすく説明いただいた。ぜひ海外輸出に向けた開発や実働に活用していただければと思う。
- ・ 今後も、GFVCの活動を続けていきたいと考えているため、ぜひ参加いただきたいと思う。まだ登録されていない方がいれば、ぜひ登録していただきたい。また、質問やプレゼンの要望があれば、積極的に組み込んでいきたい。

以 上